

外国人を雇用する事業主の皆様へ

# 外国人雇用状況届出は インターネットで、いつでも申請できます！

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

申請には「インターネット」が便利です、是非ご活用ください。

## ◇ インターネットなら、24時間、365日いつでも申請可能！

※ ただし、毎週日曜日の22時から翌日の8時までの間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。

## ◇ 時間とコストをかけずに申請できます！

ハローワークに来所いただく手間がかかりません。

## ◇ 複数の外国人の届出をまとめて申請できます！

## ◇ 届出情報をインターネットで確認・修正できます！

ハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.go.jp/>) の「事業主の方」または「申請等をご利用の方へ」のページ内にある「外国人雇用状況届出」から利用することができます。

このバナーが目印です



または、外国人雇用状況届出システムで検索できます。

外国人雇用状況届出システム

検索

※ 外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」はこちら（厚生労働省HPからリンク）に掲載しています。  
[https://www.hellowork.go.jp/dbps\\_data/\\_material/\\_localhost/doc/gaikokujin\\_koyoujyoukyoutodokede\\_sousamanyuaru\\_.pdf](https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/doc/gaikokujin_koyoujyoukyoutodokede_sousamanyuaru_.pdf)

※ 雇用保険被保険者となる外国人の場合、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出を行ったこととなります。

※ これまでに雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届および外国人雇用状況届出書などの届出用紙により、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDおよびパスワードを取得することはできません。お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

LL010514外01